

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第7回武蔵村山市子ども・子育て会議
開 催 日 時	平成26年7月14日(月) 午後2時00分～午後4時40分
開 催 場 所	中部地区会館405会議室(武蔵村山市役所4階)
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：佐々委員(会長)、布田委員(副会長)、志茂委員、乙幡委員、大友委員、齊藤委員、篠崎委員、増田委員、藤沢委員 欠席者：染谷委員、小幡委員、安彦委員 事務局：乙幡保育課長、河野児童担当課長、古川保育グループ主査、佐藤保育グループ嘱託員
議 題	議題 (1) サービス需要量の見込みについて (2) 確保方策(案)について (3) 武蔵村山市次世代育成支援行動計画(後期)の進捗状況について
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1. サービス需要量の見込みについて ・放課後児童健全育成事業(学童クラブ)について原案のとおり承認された ・子育て短期支援事業について原案のとおり承認された。 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外の一時預かり事業については保留となった。保育所とファミリー・サポート・センターそれぞれのニーズ量を示し、算出した数値の根拠を分かりやすく提示する。 ・病児・病後時保育事業については保留となった。量の見込みと確保方策の関係の説明をうけてから判断する。 ・ファミリー・サポート・センター事業について原案のとおり承認された。 議題2. 確保方策(案)について 1. 幼児期の学校教育・保育料の見込みについて原案のとおり承認された。 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み (1) 時間外保育事業については保留となった。保育短時間の延長保育について加味した上で、わかりやすく説明した資料を提示する。 (2) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)について、今後計画のなかに文言として、学区にかかわらず公平なサービスを受けられるように提言していく。 (3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)について、うるう年の開所日数を修正することで承認された。 (4) 地域子育て支援拠点事業について原案のとおり承認された。 (5) 一時預かり事業 ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の確保方策案について原案のとおり承認された。 ②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業以外の一時預かり事業について原案のとおり承認された。 (6) 病児・病後児保育事業について原案のとおり承認された。 (7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)について原案のとおり承認された。 (8) 利用者支援事業について原案のとおり承認された。

	<p>議題 3. 武蔵村山市次世代育成支援行動計画（後期）の進捗状況について</p> <p>・次回以降の会議で示していく。</p>
<p>審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)</p>	<p>1 開会</p> <p>○佐々会長よりあいさつ。</p> <p>(佐々会長) 少し遅れているが、これから実際に行動計画の関係などやるべきことが多々ある。皆さんの意見を頂きながら、まとめる方向に持っていきたい。</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 第6回子ども・子育て会議の会議録について</p> <p>○事務局より、第6回子ども・子育て会議の会議録について説明が行われた。※資料1</p> <p>(事務局) 修正等があれば7月22日(火)までに事務局へ連絡頂きたい。</p> <p>3 議題</p> <p>(1) サービス需要量の見込みについて</p> <p>○事務局より、サービス需要量の見込みについて説明が行われた。※資料2</p> <p>(事務局) 前回会議において保留となっていた「量の見込み」の考え方について、ご意見を頂きたい。</p> <p>【質疑応答】</p> <p>(佐々会長) 資料2の6ページの放課後児童健全育成事業(学童クラブ)のニーズ量の見込みについて、意見はあるか。意見がなければ了承したいがどうか。</p> <p>○放課後児童健全育成事業(学童クラブ)のニーズ量の見込みについてとくに異議はなかった。</p> <p>(委員) 高学年の学童保育も、武蔵村山市として実施する方針ということで理解してもいいのか。</p> <p>(事務局) 原則として小学1年生から3年生までとなっていた。これまでも、国のガイドラインによると小学校高学年のお子さんでも学童クラブに入ることが出来るような形ではあったが、武蔵村山市に限らず施設の整備が追いつかず、6年生までを受け入れることが困難だった。これから先、児童の絶対的な数が減少していくので、そうしたなかで定員に余裕が出てくるので、可能な限り高学年のお子さんを受け入れていきたい。</p> <p>(委員) 高学年のお子さんの受け入れを実施するということか。</p> <p>(事務局) 平成27年4月に、法改正によっておおむね10歳まで</p>

という枠がはずれ、就学児を対象に学童保育、放課後児童健全育成事業を実施するという事になっている。基本的には6年生までを対象に受け入れることになる。

(佐々会長) 資料2の7ページの子育て短期支援事業のニーズ量見込みについて、平成27年度から少しずつ減っていくと見込んでいる。ショートステイはどこで行っているのか。

(事務局) 市内の保育園の1ヶ所で行っている。

○子育て短期支援事業(ショートステイ)のニーズ量の見込みについてとくに異議はなかった。

(佐々会長) 資料2の12ページの幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外の一時預かり事業について、保育園やファミリー・サポート・センターということになるが、平成25年度の実績が886人に対し、平成27年度のニーズ量見込みが2,258人となっている。その根拠はどういったものか。

(事務局) これまでの実績の伸び率と、ニーズ調査による潜在的なニーズを勘案し、数値を出した。

(佐々会長) 保育所で預かる場合とファミリー・サポート・センターで預かる場合とでは、機関が違う。ニーズ量がこの数字でいいかどうかは、結果的に確保方策との連動によるということになる。他の事業は児童数が減少するという予測からニーズ量が平成27年度から平成31年度にかけて減少傾向にある。このニーズ量が増えていくという見込みは、保育所とファミリー・サポート・センターの内訳がわからないと、確保方策と繋がってこないということになる。保育所とファミリー・サポート・センターのニーズ量見込みの比率はどうなっているのか。

(事務局) 保育所の内訳は、平成27年度1,220人、平成28年度1,286人、平成29年度1,384人、平成30年度1,437人、平成31年度1,571人となっている。正確な数値は後ほどお出しする。

(佐々会長) 保育所について、ニーズ量が増えていく見込みとなっている。保育所の人件費や利用者負担が増えていくということにもなる。ファミリー・サポート・センターは1時間単価が700円となっているが、保育所は一日の預かりにいくらの料金がかかるのか。

(事務局) 4時間以内の場合、0歳児から1歳児は2,000円、2歳児以上は1,500円になる。

(佐々会長) ファミリー・サポート・センターは1時間当たり平日が700円、土日が800円ということだが、1時間預かりの場合保育園の方が割高になる。利用料を出すのは経済的に負担となるという傾向がニーズ調査の中にあつたと思う。一時預かりの需要はこれから5年間増えていくと考えているようだが、その根拠はどういうところからきたのか。

(事務局) 実績の伸び率などから算出したが、利用者負担の面からは考慮していなかった。一時預かりのニーズに関して、ニーズ調査の結果を見ると、調査票問24の質問で、実際に利用している一時預かりの件数が84件あった。一方、一時預かりを利用したいという希望のニーズが205件あった。この利用に対する潜在的なニーズが件数の2.44倍あり、この比率を加味して、今回ニーズ量の見込みを算出した。

(佐々会長) その間に、一時預かり事業を利用する際は利用者負担が必要になるとの説明はあったか。

(事務局) 利用料がかかるとの説明はあった。

(佐々会長) ただ、実質いくらかかるかまでは説明していない。どの事業にいくら利用料がかかる等の資料を添付して今回ニーズ調査を行わなかったということは、保護者の方が保育園なら無料で一時預かりが利用できると思ってしまったということもありうる。そうするとそのままの数字で受け止めていいのが見えにくい。お金がかかるということに対して、保護者の方たちは大変センシティブになるので、保育所の4時間以内2,000円という利用負担は割高に感じるかもしれない。ここはあとの確保数との関係でいくと難しい。このまま了承というのは腑に落ちないところがある。

(事務局) 後ほど改めて説明するが、資料3の4ページも②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業以外の一時預かり事業の確保策において、保育園一時保育の量としては平成25年度の定員に年間実施日数を乗じて6,760人日と算出した。この数字は確保方策として十分だと判断し、ニーズ量見込みを2,258人日とした。

(佐々会長) ここはいったん保留して、確保方策の説明を受けてからあらためて検討する。

○幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外の一時預かり事業のニーズ量見込みについて、保留となった。

(佐々会長) 資料2の13ページの(6)病児・病後児保育事業についてだが、病児保育の事業は現在武蔵村山市では行っていないのか。

(事務局) 病児保育は行っていない。

(佐々会長) 病児保育を現在実施していないということだが、算出した数値をニーズ量として受け止めたとき、確保方策でこれだけの人たちについて事業が実施できるのか。

(事務局) これだけのニーズ量が見込まれるので、病児保育事業も実施していきたいという考えを、確保方策で示したところだ。

(佐々会長) 病後児の実績に関して、平成24年度30人日、平成25年度85人日と3倍近く増えてはいる。それでも平成27年度のニーズ量見込みが766人日と拡大的に飛躍している。国の手引きに則って算出した数字だと思うが、これをそのままニーズ量として受け止めてもいいのか。確保策のところで、この数字と合うようになっていなければならない。

(事務局) 1日4人の定員があり、それに年間の実施日数250日を乗じると1,000人日確保できる。

(佐々会長) 1年365日に対し実施日数が250日なのはなぜか。

(事務局) 武蔵村山病院で病後児保育室「たんぼぼ」として実施しているが、原則月曜から金曜日は午前8時から午後6時まで、土曜日は午前8時から午後1時までの利用となる。日曜・祝日や年末年始を除いて実施している。

(佐々会長) 日曜や祝日を明記するということになるのか。この数字をそのまま受け止めると、それに対する確保策と、日曜・祝日に働いていたりしている方が不便に感じていることに対してどうにか考える必要がある。これをニーズ量の数字として受け止めていいのかどうかまだわからない。

(委員) これだけニーズ量が増えているということは、現状使い勝手が悪いものを、使い勝手を良くするという意志があると見ていいのか。

(事務局) そのような意見を、実際の確保方策や、今回の子ども・子育て支援事業計画のまとめのなかで取り入れ、利用の曜日を拡大していくことなどを計画のなかに入れたい。

(委員) 病後時保育を利用しようと思っても、朝の8時に内科に行かなければならない、受け入れてもらえるかもわからない、お弁当を持参しなければならないなど、使い勝手はあまりよくない。保育園に入っているお子さんが対象で、幼稚園に入っているお子さんは使えない。

(佐々会長) ひとりの方が連続して利用したいと思っても、別の利用希望者が出てくると利用できなくなることが起こる。そういった点などから、より良くしていくための策を記載しなければ、努力義務をうたっても、使い勝手はよくなる。ニーズ量を算出しても確保策を伴わなければ、ただ希望を聞いただけになってしまう。ここも確保方策を検討するまで保留にしたい。

○病児・病後時保育事業のニーズ量見込みについて保留となった。

(佐々会長) 資料2の14ページの(7)ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)について、ニーズ量の見込みが提示されているが、このところで意見はあるか。

○ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)のニーズ

量見込みについて、特に異議はなかった。

(2) 確保方策（案）について

○事務局より、確保方策（案）について説明が行われた。

※資料3

【質疑応答】

○1. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みについて、特に異議はなかった

(佐々会長) 資料3の2ページの(1)時間外保育事業について、今回の新制度によると11時間の方たちは延長保育を利用でき、8時間の方たちは一般には使えないということになっている。ただ今8時間を利用している方が延長保育を利用していないというわけではない。そういう実績に関してどのくらい把握しているのか。新制度になったからといって、今まで利用してきた人たちにこれからは使えないとはいえない。8時間がどの8時間なのかは国の制度の方でもはっきりしていない。保護者の方たちがそれぞれ使うなかで出てくることもあるだろうし、何時以降は延長保育かどうかによっても違ってくる。そういう意味ではニーズ量、数が足りるか足りないかといったときに、新制度によって変更していくことをどのくらい見込むかによっては、ここのなかのことも違ってくる。実績的にどのくらい利用しているかというのは難しい。また、お金のかかり方も違う。そういったことがまだ周知徹底されていないということもあるが、制度の施策を行う側は見えているので、その辺りをどう見込んでいるかによって、施設数も違って来るのかと思う。施設数は、保育所は全部で13箇所、そのなかの認可施設だけでも10箇所ある。そうするとそれぞれの方たちがこれから先、それぞれの保育園を選定するということで、望んだ保育所に入れなかった人たちの場合、そこを利用できないということが起こったりすることもある。10箇所を少しづつ増やすということになっているが、保育状況によってそれぞれ違ってくるのではないかとということも考えられるが、どうか。

(事務局) 今までは保育短時間や保育標準時間といった区分けはなかった。基本的にパートタイムなどの仕事をしている家庭で、8時間の受け入れの保育で十分という方については、保育短時間の認定がなされるが、基本的に施設ごとに時間帯を設定することになっている。午前9時から午後5時と設定しているところもあれば、午前8時半から午後2時半までと設定する保育園もあるかと思う。超えた時間については、国から示されている資料では、延長保育として扱うことになっていて、保育園の選び方によっては、延長保育料がかかってしまうことも考えられる。そういったことがないように、市としてはどこの保育園が8時間を設定して、どこの保育園が11時間の時間帯をどのように設定しているなどの情報を、入所希望を募る際にきちんと知らせて、保育短時間では足りないということであれば、融通がきくならば保育標準時間を勧めることも検討したい。

(委員) 今の保育所の使い方だと、11時間開所というなかで、8時

間はどう使っても利用者の権利だろうというのが、おおむねの共通理解だと思っていたが、8時間の時間帯を保育所で設定するものという理解でよろしいか。

(事務局) 国のQ&Aで見ると、施設ごとに一律の時間を設定することを想定しているとなっている。

(委員) 利用者のニーズから考えると、パートの方は働き方によってローテーションで時間帯が変わったりする。融通が利かなくなると非常に使い勝手が悪くなり、相当数の方が影響を受けることが想定されるのではないか。

(佐々会長) すくすくジャパンなどの保護者向けのパンフレットにはそういった細かい区分が載っていない。細かい設定になると、パート労働の方の調整が大変になる。そんな細かい区分でやっていっても、行政区域としては1区域にしたが、それほど交通の便がいいわけでもなく、混乱が生じることも考えられる。利用者側にとって大改革は青天の霹靂のようだ。利用者はいままでのようにやれるだろうと思うのが前提だが、国の制度が変わったことによって、それがあまり問題がないように利用してもらって、労働と子育てを両立してもらうために、保育事業をちゃんとやるということをおわかってもらわないと、利用者はどうしていいかわからない。施設数が13あるなかで10だというようなことだと、この数値のままでいいのか、マイナスが出ているのではないかということになる。

(事務局) 保育短時間と保育標準時間の認定の方法について、保護者の方の就労証明書の時間に通勤時間を加えて判断することになるという前提でいる。保育短時間の時間設定について、各保育園が設定するという事になっていて、市としては弾力的にやっていただきたいが、保育園の負担という問題もある。その辺りは保育園と詰めて検討していきたい。また短時間と認定された方も標準時間と認定された方も、それぞれ何かの事情で利用時間を超えてしまっても、延長保育を申請すれば基本的に受けてもらえるように、保育園にお願いしたい。

(佐々会長) お願いされた保育園の側を含めて、この数値でいいのかということになる。

(事務局) それにはまず延長保育を実施する保育園が増えることが前提になる。平成27年度に施設整備を実施し、平成28年度から延長保育を実施する予定という保育園がある。あとの二つにはなんとかお願いして実施してもらいたいと考えている。

(佐々会長) もっと考え方がわかる資料にしなければ、保育所から代表として見えている方も納得しにくいし、了承しにくい。少しずつ施設を増やしていくということはわかった。その辺りはおおむね了解したが、その延長保育の内容がはっきりしないと、すんなり納得がいかない。国のQ&Aについても知らなかったなので、現場サイドにしてもどうなっていくのか見えない。もう少しわかるように説明した資料を示して欲しい。理解が進むように現場サイドの意見を聞いて、運用していきやすい方向に進んで、サービスの後退にならないようにしてもらいた

い。

(事務局) 保育短時間の認定を受けた方の8時間から11時間までの延長保育を加味して確保策を立てるかどうかを精査し、ご審議頂きたい。

○(1) 時間外保育事業の確保方策について保留となった

(佐々会長) 資料3の2ページの(2)放課後児童健全育成事業(学童クラブ)について、施設数が13箇所ということだが、子どもの数が多い学区では教室が足りなくて放課後子ども教室ができないということがあった。学童クラブは利用負担がかかるので、負担のない放課後子ども教室を利用したいといった話があったが、子どもの数が減っていくなかで、教室の空きが出てくると放課後子ども教室を設置する学校が増えた場合、学童クラブの利用に影響する。その辺りの関係はどうなっているのか。

(事務局) 放課後子ども教室は市内9校のうち6校が行っている。放課後子ども教室を行っていない学校は、児童数が多くて教室の余裕がなく、プレハブを建てて教室を確保しているという状況にある。今後の児童数の状況によっては、平成30年度までの間に、放課後子ども教室が設置されていない学校のうち2校は、1クラス分児童が減るだろうという見込みだ。現在の推計からの見込みで、今後開発などがあった場合は状況が変わってくる場合はある。現状の中では、放課後子ども教室は6校で実施している。

(委員) ある小学校では、実際に空き教室はないが、校長先生の好意でその日に空いている教室を使わせてもらって、放課後子ども教室を実施している。そういったやり方でもできるので、市から放課後子ども教室を実施していない3校にお願いすることはできないか。

(事務局) 日によって教室を変えたらいいのではないかとことだが、各学校の管理運営上の面もあり、各学校の校長先生の判断になる。

(佐々会長) その日その時空いている教室というのでは、現実的に厳しい面もある。

(委員) 放課後子ども教室を行っていない学校は、学童クラブが溢れている状態なので、それをどうにかして欲しいという思いがある。

(佐々会長) 学童クラブのニーズ量見込みに対し、確保策がマイナスになっているが、この状態でなんとかなるのか。

(事務局) 平成27年度から平成31年度までマイナスの数字が出ている。ニーズ調査の結果からこういった量の見込みが出てきたが、実際にお子さんが高学年になると、塾や習い事などで利用のされ方が逡減されていくことも考えられる。また児童数が今後減っていくことも想定されているので、現在の13施設を

維持していく方向で考えている。

(佐々会長) 学童クラブの定員を40人にしようということだが、現在の施設で定員が40人ではないところはどのくらいあるのか。

(事務局) 5月14日現在の状況は、13学童のうち定員が40人を超えているところが9学童となっている。市内の学童で定員40人以下のところは少ない。放課後子ども教室がないところでは学童が溢れているという話があったが、第6学童クラブは定員が50人だが、4月1日の時点では60人が入所していた。

(佐々会長) 多くなってしまうところは今後どうするのか。

(事務局) 平成27年4月1日から、放課後児童健全育成事業にかかる設備の基準を定めることになっている。そのなかで、定員をおおむね40人前後とさせて頂く。ニーズの捉え方としては、国の指針によると、毎日来る子または週数回来る子の平均値を取って、定員40人とする形を取っている。したがって市としては、40人を超えるような学童クラブがあるとなれば、経過措置を設けて、当面の間は現状の数値で各学童クラブを運営していきたい。というのも、今年13箇所目の学童クラブを設置したばかりで、またすぐ学童クラブを設置することは、財政・用地等の問題から難しい。経過措置をもって対応したい。

(委員) 学校にそういった設備を設けるメリットはあるのか。

(事務局) 学童クラブそのものについては、保護者が就労などで家庭にいない場合、昔でいう鍵っ子対策というか、学童クラブにおいて子どもたちの生活の場、指導等をしていくものとなる。この学童クラブについて、お子さんの健全育成という点では重要な事業であると思う。学校にとってのメリットは、ひとつに下校するお子さんを家庭にひとりで留守番させるということがないよう安全を確保する事業と捉える面がある。また、保護者の方が安心して就労できるという面も持っている。

(委員) 学童クラブがある学校の生徒だけではなく、他の学校からも来るのか。

(事務局) 現在1学校1学童という形を取らせていただいている。おおむねその学校でやっている学童はその学校の生徒が通うということになっている。ただ、合同でやっている学童クラブが2つある。基本的には1学校区1学童となっている。

(委員) 実施していない学校が3校あるということだが、学校側に何かメリットがあれば引き受けてくれるのではないか。

(事務局) 現在のところ、実施していない学校に施設を併設したり放課後子ども教室を設ける余裕はない状況にある。

(佐々会長) 基本的に保護者は小学校を選べない。たまたま居住し

た地域によって、学童や放課後子ども教室を利用できない方が出てくるのは仕方ないことなのか。

(事務局) お子さんにとっての遊び場ということ考えると、放課後子ども教室があったほうがベターではある。その一方で、学童クラブのほかに、市内に6箇所児童館がある。児童館については、おさんは一度帰宅してランドセルを家に置いて、児童館に遊びに来るといった形になっている。議会においても学童クラブと放課後子ども教室の併用という話も出ているので、今後も検討していきたい。

(委員) 児童館はこれから夏休みになって、学童の子とそうではない子でいっぱいになる。子どもが分散する意味でも子どもをちょっとでも預ける場所があると助かる。学童と児童館を併用しているところは人数が多く、事故やトラブルが心配だ。

(佐々会長) 児童数の推移を見ていくと、施設の増設が難しい場合、先の方向性が記載されていないとなかなか納得は出来ないところがある。

(委員) 来年度から学童に高学年のお子さんを入れるということだが、今現在1年生から3年生までで溢れている。低学年のおさんが優先的に入れるようにしたほうがいいのではないか。

(事務局) 法改正のなかで、就学児童を対象にするということになって、条例上は1年生から6年生までの就学児が入れるようになったが、おさんを預かるまたは保護者の方が安心して就労できるようにするという点を考えると、基本的に低学年のおさんを預かったほうがいいと思っている。ただ、入所判定は公平に行わなければならないので、入所判定会議において指数が高い人から入所という判定方法を取っている。そうしたなかで高学年については指数を見直すというやり方を検討していきたい。

(委員) 学童の問題は今後の量という以前に、現状の質をもっと充実させる必要があるのではないか。現在学童クラブで起きている問題の質を市として把握して、それに対してどのように解決していくかを今年度の事業としていま出た意見を参考にして、たとえば校長の判断で放課後子ども教室ができるのなら、他の学校でもなんらかのやりようがあるのではないか。

(事務局) 夏休みは放課後子ども教室をやっていないので、児童館に集中してしまう現状がある。放課後子ども教室については、学校長が、この学校には教室の余裕があると判断していただかないと、難しいものがある。学校の管理運営については学校長が権限と責任を持っている。しかし放課後子ども教室を3校が実施していないというのは市や教育委員会としても認識しているので、余裕教室が出来たときには学校長に話をして設置したいと思っている。

(佐々会長) 夏休み中は放課後子ども教室をやっていないということであれば、児童館の広報や内容的にも質的にアップしていくことについてどうするのかの策も当然必要だと思う。できない

ということについて、なかなか納得は出来ないが、いまの現状では仕方がないと思えるような説明が必要だ。希望的な観測としてはこうだといった何かに繋がっていかないと、納得がしにくいと了解していただきたい。たまたま居住していた学区によってサービスが変わってくるのではなく、出来るだけ公平にしていくのが施策なのではないか。今後の課題の中で、計画のなかにしっかりと入れていくようにしたい。そういうことを踏まえたいという確保策ということを受け止めてもらいたい。

○放課後児童健全育成事業（学童クラブ）について、放課後子ども教室を含めて、居住する学区に関わらず公平にサービスが受けられるように、計画に盛り込んでいく。

（佐々会長） 資料3の3ページの（3）子育て短期支援事業（ショートステイ）の確保方策について、細かいことだが、5年間の開所日数がすべて365日となっている。うるう年の年もあるので、修正してもらいたい。それ以外は納得のいく数字だが、了承してもよろしいか。

○（3）子育て短期支援事業（ショートステイ）の確保方策案について、特に異議はなかった。

（佐々会長） 資料3の3ページの（4）地域子育て支援拠点事業について、確保方策としては現行の施設そのままを出していて、ニーズ量の見込みが大幅に超過している。実施場所は変わらないということになると、地域分布というものが大事になる。施設が増えないということにやや疑問を感じる。1行政区とはしたが、この4箇所の分布や子ども達の人数など、大きな偏りはあるのか。

（事務局） 市の中央に1箇所村山中藤保育園「櫻」がある。また市の南部に1箇所、村山団地に1箇所、市の西部に1箇所と分散されている。

（佐々会長） 人数もだいたい分散されていると考えて計上した数値なのか。

（事務局） 村山中藤保育園「櫻」については、センター型の施設で、他の3箇所と比べると年間の延べ利用人数が多く、平成25年度で2,647人となっている。他3つの施設はひろば型となっていて、それぞれ約900人、1,300人、1,500人の利用人数と、若干差異はあるが、極端な人数の開きはないと認識している。

（佐々会長） 数値が変わらないとなると、そういった根拠を示してもらおうとわかりやすい。地域子育て支援拠点事業に関して、マイナスの数字が出ているが、現在の施設でカバーできるであろうということでしたら承してもよろしいか。

○（4）地域子育て支援拠点事業の確保方策案について、特に異議はなかった。

（佐々会長） 資料3の3ページの（5）一時預かり事業①幼稚園に

	<p>おける在園児を対象とした一時預かり事業について、マイナスの数字も出ていない。この4園すべてでやってもらえるということで大丈夫か。</p> <p>(委員) 量の見込みのところの1号認定、2号認定について説明して頂きたい。</p> <p>(事務局) 1号認定はいまの幼稚園と同じく、満3歳以上で幼稚園に入園したい方に対する新制度における認定となる。2号認定は、3歳以上5歳までで保育が必要とされる場合の認定となる。</p> <p>(佐々会長) 認定こども園は入っていないということか。</p> <p>(事務局) 含めていない。</p> <p>(佐々会長) 在園児を対象としているということだが、なぜ2号認定が含まれているのか。</p> <p>(事務局) これは2号認定で教育を希望している方のニーズを入れている。2号認定を受けているが、幼稚園に行きたいという方のニーズを算出した。</p> <p>(佐々会長) 幼稚園に行くか保育園に行くかはまだわからないということか。</p> <p>(事務局) 認定としては2号認定となるが、幼稚園や保育園のどちらでも行くことはできる。</p> <p>(佐々会長) それらの量を見込んでも現在の4箇所で行っている一時預かりでニーズを満たせるという数値ということでした承してもよろしいか。</p> <p>○(5)一時預かり事業①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の確保方策案について、特に異議はなかった。</p> <p>(佐々会長) 資料3の4ページの(5)一時預かり事業②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業以外の一時預かり事業について、先ほどの議題1において、保育園の年間日数を260日としているが、日曜・祝日は入らないとして、土曜日を行うのか。</p> <p>(事務局) 月曜日から金曜日までで、土曜日は入らない。</p> <p>(佐々会長) 保育所で土曜日が入らないということだと、ファミリー・サポート・センターの量が増えることにならないのか。これからを予測した場合、保育園で土日が使えない場合、ファミリー・サポート・センターに預ける数値が増えるのではないのか。</p> <p>(事務局) 現在の状況として確保策の数字を出したが、今後の供給体制がどう変化していくかを考えると、ファミリー・サポート・センターの会員数は伸びているので、この数字も伸びてい</p>
--	---

くことになると考えている。

(佐々会長) 見込みとしてはこの数字で、変更があった場合は後で修正をするということで、この数値で了承してよろしいか。

○(5) 一時預かり事業②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業以外の一時預かり事業の確保方策について、特に異議はなかった。

(佐々会長) 資料3の4ページの(6)病児・病後児保育事業について、病児保育にマイナスが出ているが、平成27年度の確保方策は0ということか。

(事務局) 現在実施していない事業を始める場合実施計画を立てなければならず、医師会や病院や市議会などとの調整で、来年度は間に合わない。一番早い時期で平成28年度に実施できるよう、確保方策を取らせて頂いた。

(佐々会長) 病後児保育に関してはこれで大丈夫か。

(事務局) ニーズ量見込みの時にも説明させて頂いたが、1日4人の定員で、1年間1,000人日のキャパシティがあり、十分な確保策があると考えている。使い勝手についてのご意見があったが、それについては検討したい。

(佐々会長) 土曜日の時間帯が短いとか、日曜・休日にもやって欲しいという点についても働き掛けて頂くということで、この数値で了承してよろしいか。

○(6) 病児・病後児保育事業の確保方策について特に異議はなかった。

(佐々会長) 資料3の4ページの(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)について、これは就学児を対象としているが、確保策としてこの数値で了承してよろしいか。

○(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の確保方策について特に異議はなかった。

(佐々会長) 資料3の4ページの(8)利用者支援事業について、平成28年度から始めるという考えのようだが、なぜ間に合わないのか。

(事務局) 次年度実施するためには実施計画が必要だが、平成27年度には間に合わない。最短で平成28年度には始められるようにしたい。

(佐々会長) 平成28年度には間に合わせて頂くということで、この数値で了承してよろしいか。

○(8) 利用者支援事業の確保方策について特に異議はなかった。

(3) 武蔵村山市次世代育成支援行動計画（後期）の進捗状況について

○事務局より、武蔵村山市次世代育成支援行動計画（後期）の進捗状況についての説明があった。

※資料4

【質疑応答】

(佐々会長) 武蔵村山市次世代育成支援行動計画についての評価はいつ出るのか。資料4の9ページの17放課後子ども教室については、実施箇所数が6箇所で9箇所になっていないということについては、今回の計画に文言を入れるということにはなったが、それ以外にも色々策があったが、10年間の総括を踏まえたそれらの評価はいつ頃になるのか。

(事務局) 次回以降の会議のなかで、次世代育成支援行動計画の評価を示していきたいと考えている。

4 その他

○事務局より、保育料の利用者負担案について説明があった。

※その他資料1、その他資料2、その他資料3

(佐々会長) 保護者の方の所得によって負担額が違う、保育所のように応分負担するというという話が一時期出たが、それはいいのか。

(事務局) 現行でも、幼稚園の場合保護者の方に一律の利用負担を頂いているが、就園奨励費が後から給付され、最終的には所得に応じた利用負担となっている。

(佐々会長) 所得の多い方が多く負担するという話はあるのか。

(事務局) そういったことはなく、就園奨励費で実質負担額の軽減を図っている。

(佐々会長) 未就学児の義務教育化は図られるのか。

(事務局) まだ報道されたばかりで、なんともいえない。

(佐々会長) 義務教育が図られると、保育園の5歳児をどうするのかなどが難しいところだ。

○事務局より、次回開催日程について連絡

(事務局) 次回は7月28日、月曜日、10時から開催したい。

5 閉会

配 布 資 料	○第6回子ども・子育て会議の会議録・・・・・・・・・・資料1 ○「量の見込み」の考え方・・・・・・・・・・資料2 ○確保方策（案）・・・・・・・・・・資料3 ○武蔵村山市次世代育成支援行動計画（後期）の進捗状況・・・・・・・・・・資料4 ○利用者負担について・・・・・・・・・・（その他資料1） ○教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担（保育料）の案・・・（その他資料2） ○保育認定を受けた子どもの利用者負担（保育標準時間）の案・・・（その他資料3）
---------	--

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>
-------------	--

傍聴者： 0 人

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非 開 示(根拠法令等：)
--------------	--

庶 務 担 当 課	健康福祉部 保育課 （内線：182）
-----------	--------------------

(日本工業規格A列4番)